

職場で「殺すぞ」は違法

大阪高裁判決 会社に賠償命令

職場での「殺すぞ」「あほ」は、指導が目的だったとしても違法——。そんな司法の判断が示された。伊賀市の男性(35)が、派遣先の医薬品製造会社を訴えていた控訴審裁判。大阪高裁の判決は、「冗談」と思っただけで発言しても、相手が嫌がっているのに繰り返された場合の違法性も認められた。

伊賀の男性原告 「冗談」意図もパワハラ

判決は10月上旬。一審と同様にパワーハラコメントを繰り返した上司2人の言動の違法性を認め、会社側に慰謝料など計33万円の支払いを命じた。

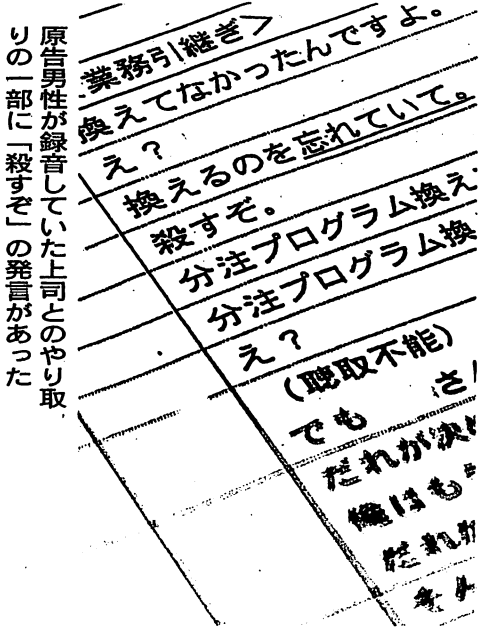
判決によると、男性は2009年7月～10年12月、滋賀県にある医薬品製造会社の工場に派遣社員として勤務していた。上司のパワハラに悩み、10年3月ごろから録音機をポケットに忍ばせるようになった。

裁判に提出された録音記録によると、10年4月下旬、指示通りに業務ができなかった男性に対し、上司が「殺すぞ」と叱責。5月中旬には、洗浄液をこぼした男性が丁寧に拭き取らなかったため、機器が腐食したことで、上司は「殺すぞ」「あほ」と叱った。判決文には「口を極めて、ののしるような語調」と記されている。

会社側は裁判で、この発言は「業務指導」「関西では日常的に威圧や侮辱の意図なく用いられている言葉」などと反論したが、判決は「特段の緊急性や重大性を伝える場合以外、(原告が)受忍を強いられるいわれはない」と退けた。

また、「消火器を放り込んで」「塩酸をチヨロ、チヨロと」など、男性の所有車に危害を加えるような発言が10年4月上旬、同月下旬、8月中旬と継続的であった。判決は「一回だけなら違法とならないことはありうるが、相手が不快の念を示しているのに繰り返している場合は、違法性を帯びる」と判断した。

男性の代理人の加藤寛崇弁護士(津市)は「どこにでもありそうな暴言でも、上下関係を背景にすれば立派なパワハラだとはっきりさせた点で、この判決は意外なところだ」と述べた。



原告男性が録音していた上司とのやり取りの一部に「殺すぞ」の発言があった

給食に異物、21件

4月から鈴鹿市 発表4件のみ

鈴鹿市の末松則子市長は11日、今年4月から市内の小学校で提供された給食で21件の異物混入があった、

味がある。病気になるまで被害を我慢していることも多いが、早期に証拠を確保して相談してほしい」と話している。(保険知見)

警察官OBらが

災害時にヘルプ

県警と協定

県警の退職者でつくる「県警友会」は、災害時に業務を補助する災害協定を県警と結んだ。

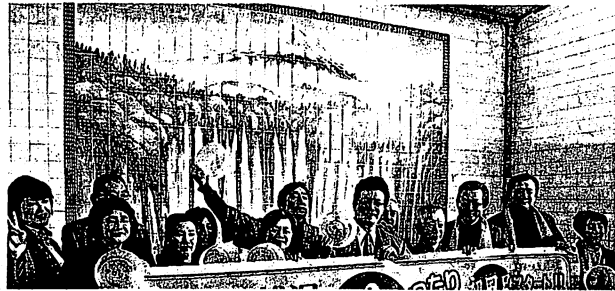


協定は、大生で多くの援助活動など、交番で要員が安全相談や検けなどの業務うといつもの

湯～ったり巡ろう 三重の銭湯

来年、組合が

町の銭湯に新たなファンを増やそうと、県公衆浴場業生活衛生同業組合は、新年から県内の銭湯36軒をめぐるスタンプラリーを始める。桑名～熊野にあるすべての銭湯に入浴した人には「三重県銭湯キング」の称号を贈る。



スタンプラリーの決起集会。湯の経営者ら＝松阪市春日

縁起良い? オニオコ

志摩マリンランド だいたい色

志摩市阿児町の水族館 変異も比較的普通、オニオコはだいたい色のオニオコが人気を呼んでいる。同じ水槽